

四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 2 号

四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する  
規則

四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 2 0 年四日市市  
規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

措置入院に関する診断書

申請等の形式		i 親族又は一般人申請（第22条）      ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条）                  iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条）                vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）		
申請等の添付資料		i あり    ii なし		
被診察者 （精神障害者）	フリガナ			明治 大正 昭和 平成 令和
	氏名	(男・女)		年 月 日 日生 (満 歳)
	住所	都道府県	市区	町村 区
	職業			
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICD カテゴリー ( )	ICD カテゴリー ( )		
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕		(陳述者氏名 続柄 )		
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )			
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )			
初回から前回までの入院回数	計 回			
重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後おそれある問題行動）		現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）		
1 殺人	A B	<現在の精神症状>		
2 放火	A B	I 意識		
3 強盗	A B	1 意識混濁    2 せん妄    3 もうろう    4 その他 ( )		
4 不同意性交等	A B	II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）		
5 不同意わいせつ	A B	III 記憶		
6 傷害	A B	1 記銘障害    2 見当識障害    3 健忘    4 その他 ( )		
7 暴行	A B	IV 知覚		
8 恐喝	A B	1 幻聴    2 幻視    3 その他 ( )		
9 脅迫	A B	V 思考		
10 窃盗	A B	1 妄想    2 思考途絶    3 連合弛緩    4 滅裂思考    5 思考奔逸		
11 器物損壊	A B	6 思考制止    7 強迫観念    8 その他 ( )		
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動		
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化    2 抑うつ気分    3 高揚気分    4 感情失禁		
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越    6 易怒性・被刺激性亢進    7 その他 ( )		
15 自殺企図	A B	VII 意欲		
16 自傷	A B	1 衝動行為    2 行為心迫    3 興奮    4 昏迷    5 精神運動制止		
17 その他 ( )	A B	6 無為・無関心    7 その他 ( )		
	A B	VIII 自我意識		
	A B	1 離人感    2 させられ体験    3 解離    4 その他 ( )		



## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第4号様式を次のように改める。

## 措置入院決定のお知らせ

年 月 日

殿

四日市市長

### 【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

### 【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
- 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 5 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- 6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- 7 あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

自治体の虐待通報に関する連絡先（平日8:30～17:15、土日祝日、年末年始除く）

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県医療保健部健康推進課 Tel. 059-224-2335

裏面に続く

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- 1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、三重県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先

〒514-8567 津市桜橋 3 - 446 - 34 三重県こころの健康センター Tel 059 - 223 - 5244

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部保健予防課)